

別表3

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率は又は補助率
母子保健衛生費国庫負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
結核児童日用品費等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院推進事業 療育指導事業 生涯を通じた女性の健康支援事業 特定不妊治療費助成事業	(略)	(略)	(略)
(削除)				

別表3

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率は又は補助率	
母子保健衛生費国庫負担金	(略)	(略)	(略)	(略)	
結核児童日用品費等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)	
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院推進事業 療育指導事業 生涯を通じた女性の健康支援事業 特定不妊治療費助成事業 周産期医療対策事業	(略)	(略)	(略)	
		次により算出された額の合計額 1 周産期医療協議会 612,000円 2 周産期医療ネットワーク事業 ネットワークの運営に対する経費 厚生労働大臣が必要と認めた額 3 相談事業 専門相談、啓発普及に関する経費 (1) 専門相談設置費 335,000円×実施月数 (2) 啓発普及費 406,000円 4 周産期医療関係者の育成研修事業 1,218,000円 5 周産期搬送システム調査・研究事業 1,630,000円 6 NICU入院児支援事業 5,536,000円	(略)	周産期医療対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費	3分の1